

鷺敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村

丹生谷合併協議会だより

創刊号

2004年2月発行

◇丹生谷合併協議会発足◇

鷺敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村の5町村で構成する合併特例法に基づく法定協議会「丹生谷合併協議会」が平成16年1月16日正式に発足しました。

丹生谷合併協議会事務所開所式

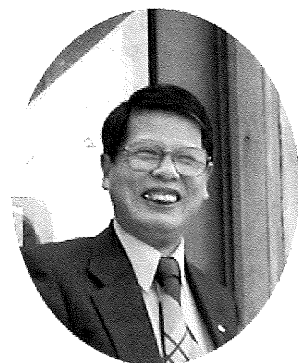
平成16年1月16日、相生町横石の相生ふるさと交流館において「丹生谷合併協議会事務所開所式」を開催し、交流館玄関前には看板が設置され、5町村での合併についての様々な議論が正式にスタートすることになりました。



～ 御 挨 拶 ～

現在、わたしたちの町や村においては「地域の過疎化」や「少子高齢化」、さらには「財政難」「地方分権の推進」など、多くの問題に直面し、様々な課題が山積しております。しかし、小規模町村単独でこういった問題を解決するのは非常に困難であることから、丹生谷地域全体でそういった問題に対応していくため、わたしたちは町村合併という道をこれから歩もうといたしております。住民の皆様には合併に対する様々な考え方やご意見、あるいは不安や期待が合い混じっていることと思います。誰もがいきいきと暮らすことができるまちを実現するために一致団結し、みんなで力を合わせ、地域住民の皆様の幸せを願っての冷静な判断のもと、合併問題に取り組んでいかなければならないと考えております。

本協議会が円満に運営していけますよう、住民の皆様の絶大な御支援、御協力を心からお願い申し上げます。



丹生谷合併協議会
会長 日下正隆

第1回合併協議会を開催

日 時：平成16年1月30日（金）

午後14時～午後17時25分

場 所：相生町ふるさと交流館2F会議室

平成16年1月30日、相生町横石の相生ふるさと交流館において、5町村長、5町村の議会議員、学識経験者として選出された31人の内30人が出席し、第1回合併協議会が開催されました。

事務局から「協議会規約」等についての報告の後、協議会の「運営規程」や「傍聴規程」、また「合併の方式」や「合併の期日」等についての協議を行いました。



第1回合併協議会の様子

第1回合併協議会会議日程

1 開 会 2 傍聴の確認 3 会長挨拶 4 委員任命・自己紹介・職員紹介 5 協議会設置に至る経過報告について 6 合併協議会の役割および今後の取り組みについて 7 報告事項 ①丹生谷合併協議会規約について ②丹生谷合併協議会規約に関する協議書について ③丹生谷合併協議会幹事会規程について ④丹生谷合併協議会専門部会規程について ⑤丹生谷合併協議会事務局規程について ⑥丹生谷合併協議会財務規程について	8 協議事項 ①丹生谷合併協議会会議運営規程について ②丹生谷合併協議会会議傍聴規程について ③丹生谷合併協議会小委員会規程について ④丹生谷合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について ⑤平成15年度丹生谷合併協議会予算書について ⑥合併協定項目について ⑦合併の方式について ⑧合併の期日について ⑨新町事務所位置について ⑩財産の取扱について 9 次回協議会の協議内容について 10 次回の日程について 11 その他 12 閉 会
--	--

丹生谷合併協議会委員・監査委員(敬称略)

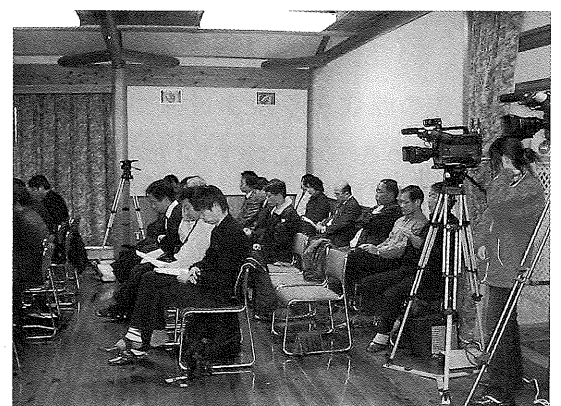
丹生谷合併協議会の委員として選任された31名に委嘱状が交付され、日下会長から委員を代表して木沢村の木村忠委員に委嘱状が手渡されました。

	所属等	氏 名	備考
行政	鷺敷町長	日下 正隆	会長
	相生町長	久龍 直通	職務代理
	上那賀町長	野村 英史	
	木沢村長	中東 利延	
	木頭村長	伊藤 英志	
議会	鷺敷町議会議長	臼木 良幸	
	相生町議会議長	宮本 十三男	
	上那賀町議会議長	山上 隆雄	
	木沢村議会議長	松本 四郎	
	木頭村議会議長	高石 利一	
	鷺敷町議会	古西 義敏	
	相生町議会	前 耕造	
	上那賀町議会	久川 治次郎	
	木沢村議会	谷内 清孝	
	木頭村議会	株田 茂	

※平成16年1月26日現在

※監査委員は会長の属する町村の監査委員

	所属等	氏 名
学 識 経 験 者	鷺敷町	北野 敏朗
		上杉 豊久
		亀井 きみ江
	相生町	新田 博昭
		森井 ユリ子
		宮田 大助
	上那賀町	岡田 宣江
		竹内 珠充
		武内 勝美
	木沢村	木村 忠
		東岡 理
		湯浅 照明
	木頭村	榊田 正憲
		榊野 瑞恵
		西 郵局
監 査 委 員	徳島県	福田 哲也
	鷺敷町	吉原 芳文
		金元 忠二



合併協議会設置に至る経緯の概要

平成15年9月29日

鷺敷、相生両町が任意の合併検討協議会「鷺敷町・相生町合併検討協議会」を設置、初会合を開く。



平成15年10月17日

木沢村が「鷺敷町・相生町合併検討協議会」への参加の申し入れ書を提出。



平成15年11月19日

上那賀町、木頭村が「鷺敷町・相生町合併検討協議会」への参加の申し入れ書を提出。



平成15年12月12日

5町村初めての会合が開催され、丹生谷5町村による検討協議会が発足。



平成15年12月26日

鷺敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村の5町村による任意の合併検討協議会が開かれ、平成16年1月16日に法定協議会を設置することで合意。



平成16年1月13日

5町村一斉に臨時議会が開かれ、法定協議会設置議案が提出され可決される。



平成16年1月16日

法定協議会である「丹生谷合併協議会」が発足し、丹生谷合併協議会事務所を開所。

法定協議会とは

法定協議会とは、合併について、また、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。新町建設計画の作成など、現状を分析し、将来のあるべき姿、その他合併に関するあらゆる協議を事前に行う場であり、本協議会は、鷺敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村の5町村議会の議決を経た法定（地方自治法252条の2の規定）の合併協議会です。



新町建設計画とは

新町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）により、合併協議会において作成することとされています。この計画は、町村が合併するにあたり合併後のまちづくりの指針や将来像を描いた、いわば新しいまちの基本計画としての役割を果たすものです。これにより、合併後、新しいまちがどのような方向に進んでいくのか、知ることができます。

丹生谷合併協議会規約及び諸規程(抜粋)

合併協議会規約(抜粋)

(協議会の設置)

第1条 鶯敷町、相生町、上那賀町、木沢村及び木頭村(以下「5町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 5町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新町建設計画の作成
- (3) 前各号に掲げるもののほか、5町村の合併に関し必要な事項

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 5町村の長(第6条第1項の規定により会長となった者を除く。)
- (2) 5町村の議会の議長
- (3) 5町村の議会が推薦した議員各1名
- (4) 5町村の長が協議して定めた学識経験を有する者16名以内

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会長は会議の議長となる。

(幹事会)

第12条 会議に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

(専門部会)

第13条 協議会の事務について専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置くことができる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(経費)

第15条 協議会に要する費用は、5町村が協議して負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長の属する町村の監査委員に委嘱して行う。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年1月16日から施行する。

会議運営規程(抜粋)

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くしたうえで意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めることができる。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開する。

会議傍聴規程(抜粋)

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の事務局において会議開催予定時刻までに、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(6) 会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者。

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第8条 この規定に違反するときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

傍聴人の守るべき事項(抜粋)

- ① 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ② 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- ③ はち巻き、腕章の類を着用し又は張り紙、旗の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- ④ 飲食及び喫煙をしないこと。
- ⑤ みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしない。

合併協定項目

今後、協議会における協議・検討項目となる「合併の方式」や「合併の期日」「新町の名称」「新町の事務所位置」等の「合併協定項目 24 項目」を確認しました。

協議における基本原則

- ① 一体性確保の原則
新町への移行に際し、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
- ② 住民福祉向上の原則
住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- ③ 負担公平の原則
負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように努める。
- ④ 健全な財政運営の原則
新町において健全な財政運営に努める。
- ⑤ 行政改革推進の原則
行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
- ⑥ 適正規模準拠の原則
新町の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

合併協定項目とは

合併することとなった場合には、5 町村の全ての事務事業等について、調整（すり合わせ）が必要となってきます。その数は膨大なものなので、協議会では特に住民生活に深く関わりのある項目に絞って協議を行うこととなります。この項目を「合併協定項目」といいます。

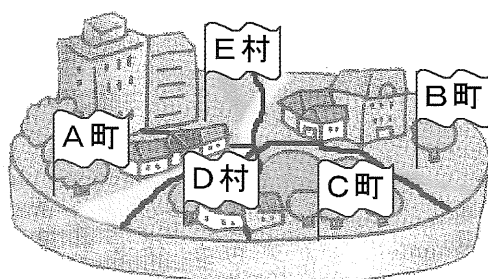
協議会では、下表の 24 項目について今後協議していくこととなりますが、協議において更に必要な項目があれば追加されることもあります。

合併協定項目一覧（24 項目） 上記の 6 原則のもと、以下の項目について協議を進めます。

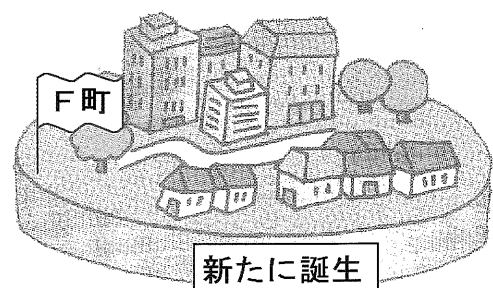
1	合併の方式	13	一部事務組合等の取扱い
2	合併の期日	14	使用料、手数料等の取扱い
3	新町の名称	15	公共的団体等の取扱い
4	新町の事務所の位置	16	補助金、交付金等の取扱い
5	財産の取扱い	17	字名の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	18	慣行の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	19	国民健康保険事業の取扱い
8	地方税の取扱い	20	介護保険事業の取扱い
9	特別職の身分の取扱い	21	消防団の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い	22	電算システム関係の取扱い
11	条例、規則等の取扱い	23	新町建設計画
12	事務組織及び機構の取扱い	24	各種事務事業の取扱い

合併の方式＝新設合併(対等合併)

合併の方式については、「**那賀郡鷺敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する『新設合併』とする。**」ことが承認されました。



新設合併



合併の期日

5町村が合併する場合の期日についての協議を行い、

『平成17年3月1日』 を合併の期日はとすることが承認されました。

○合併までの流れ

関係町村による任意の合併協議会での話し合い

5町村議会の議決

合併協議会の設置 平成16年1月16日

【主な協議事項】

- ・新町建設計画作成
- ・合併の期日
- ・新町の事務所位置
- ・新町の名称等

合併協定書の調印 平成16年10月末

5町村議会の議決 平成16年11月中旬

県知事への申請 平成16年11月中旬

県議会の議決・県知事の決定 平成16年12月定例議会

総務大臣への届出・総務大臣の告示 平成17年3月1日まで

新町の誕生 平成17年3月1日

新町の事務所(役場)位置

5町村が合併した場合の新町の事務所(役場)位置についての協議を行い、協議の結果、新町の事務所の位置については、以下のとおり承認されました。

- ①新町の事務所の位置は、那賀郡鷺敷町和食郷字南川104番地の1(現在の鷺敷町役場)に置く。
- ②現庁舎等の利用方式については、相生町に分庁方式及び総合支所方式を併用し、上那賀町、木沢村、木頭村は総合支所方式を適用する。

合併協議会だよりの発行を通じて、協議会での審議の過程を逐次お知らせ致します。合併問題を考える際にお役立て下さい。

また、合併協議会の会議録と会議に提出された資料等については、合併協議会事務局、各町村役場及び支所で閲覧することができます。

◇5町村の現状

		鷺敷町	相生町	上那賀町	木沢村	木頭村	5町村合計
町村章							
人 口	男	1,630 人	1,605 人	1,103 人	498 人	890 人	5,726 人
	女	1,808 人	1,813 人	1,182 人	472 人	935 人	6,210 人
	計	3,438 人	3,418 人	2,285 人	970 人	1,825 人	11,936 人
世帯数		1,159 世帯	1,052 世帯	844 世帯	355 世帯	775 世帯	4,185 世帯
面 積		30.14km ²	101.04 km ²	175.27 km ²	154.97 km ²	233.44 km ²	694.86 km ²
町村の花		わじきぎく	あじさい	ゆず	笹ゆり	福寿草	
町村の木		もっこく	あいおい杉	すぎ	杉	木頭杉	
町村の鳥		わし	—	うぐいす	あおぼと	山鳥	

※人口・世帯数は平成15年3月時点の数値。

////////////////////////////////////

協議会事務局職員名簿	役 職	氏 名	所属団体
	事務局長	鷺澤 守	相生町
	職 員	大江 敏彦	鷺敷町
	職 員	久保野 勲	上那賀町
	職 員	高石 道德	木沢村
	職 員	古富 昭延	木頭村



第2回合併協議会開催のお知らせ		合併協議会の傍聴について
日 時	平成16年2月26日(金)	協議会の会議は原則公開であり、どなたでも傍聴することができますので、お気軽にお越し下さい。ただし、傍聴席数の都合により、傍聴者多数の場合は制限をさせていただく場合がありますのでご了承ください。
	午後2時～	
場 所	相生ふるさと交流館2F会議室	

＜問い合わせ先＞ 町村合併に関するご意見・ご質問等をお寄せ下さい。

発 行：丹生谷合併協議会

住 所：徳島県那賀郡相生町横石字大板35番地 相生ふるさと交流館内

電 話：(0884)64-0555 FAX：(0884)64-0557